

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から12年3月9日まで

私が代表取締役を務めていたA社が自己破産したことから、破産の整理のために、会社の社判と代表者印は弁護士に預けていた。

会社としては社会保険料の滞納は無く、標準報酬月額の減額訂正について説明を受けたこともないことから、当該訂正は社会保険事務所の不適切な処理だと考えるので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成12年3月9日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年3月10日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（59万円）が、11年4月1日までさかのぼって30万円に訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本によれば、平成12年3月9日に破産宣告があった旨の記載が確認できるところ、申立人は、「破産の整理のために、会社の社判と代表者印は弁護士に預けていた。」と述べており、担当の弁護士は、「破産宣告の翌日に標準報酬月額を下げているのなら、当職と社会保険事務所とで処理したものであり、申立人には（減額訂正の届出を行った旨を）説明していない。」と述べていることから、申立人が当該訂正の届出に関与し、又は内容を承知していたとは認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このよ

うな処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間における標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から8年4月30日まで

A社（所在地は、B市）では夫が代表取締役で、私は取締役として経理を担当していたが、夫の経営方針に不信感がつゆのり、平成7年11月17日に離婚してC市に転居した。

標準報酬月額の遡^{てきゆう}及訂正については、今般、社会保険事務所から説明されるまで知らなかった。自分がC市に転居した後のことであり、私は係わっていないので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が勤務していたA社は、平成8年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年5月22日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（50万円）が、6年8月1日までさかのぼって15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、商業登記簿謄本によれば、申立人は当該事業所の取締役であることが確認できるが、申立人が「夫の経営方針に不信感がつゆのり、平成7年11月17日に離婚してC市に転居した。」と主張しているとおおり、戸籍謄本及び住民票によれば、離婚日は平成7年11月17日、C市の「住民となった年月日」が同年11月27日と確認できる上、同郷の友人が「申立人は平成7

年11月末日にC市に帰郷し、以降、C市に在住している。」と証言していることを踏まえれば、申立人は、当該事業所の所在地（B市）において行われた当該訂正に係る届出に関与していなかったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間における標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、代表取締役として勤務した A 社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていた A 社は、平成 15 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年 4 月 2 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（15 万円）が、13 年 10 月までさかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者は申立人のみであることが確認できるところ、申立人は「社会保険料の滞納は無かった。」と主張する一方で、「当時、A 社は経営状態が悪く、標準報酬月額の減額訂正については同意していた。」と述べている上、申立人が社会保険事務担当者として名前を挙げている元従業員も、「当時、厚生年金保険料の納付について社会保険事務所の職員に相談したことがあった。」「申立人は社会保険事務を監督する立場にあり、代表者印も申立人が保管し、申立人の承認の下に使用していた。」と証言していることを踏まえると、申立人は、当該訂正の届出に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標

準報酬月額の記事訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記事の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から 12 年 6 月 23 日まで
A社で代表取締役として勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正されている。
当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の業務課長から、給料を下げれば、滞納した保険料を支払うことができる旨の説明を受けたが、当該訂正は社会保険事務所が勝手に行ったことなので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 12 年 6 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年 6 月 26 日付けで、申立人の申立期間における標準報酬月額(50 万円)が、11 年 11 月までさかのぼって 13 万 4,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「当時は社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所の業務課長から、給料を下げれば、滞納した保険料を支払うことができる旨の説明を受けた。」と述べており、当時の社会保険事務担当者も、「当時、申立人が、社会保険事務所の職員に、給料を減額したら滞納している保険料を納付することができると言われていたのでそうしてきたと言って、とても怒っていたことを記憶している。」と証言していることを踏まえると、申立人が、当該訂正に係る届出に関与したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 13 年 4 月 29 日まで
A社に代表取締役として勤務していた。

社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが判明したが、自分はこのような記録の訂正に同意していない。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 13 年 4 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年 5 月 10 日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（59 万円）が、12 年 11 月までさかのぼって 30 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「当時は仕事の受注も順調であり、経営に問題は無く、社会保険料の滞納も無かった。」と主張しているところ、申立期間において厚生年金保険被保険者であった元従業員（5 人）のうちの 1 人は、「当時、経営状況は大変であったと聞いており、自分も残業手当が支給されなくなった。平成 12 年 12 月には仕事が無くなり、従業員は解雇された。」と証言しており、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該 5 人のうち、証言者を含む 4 人が平成 12 年 12 月下旬に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の納付について社会保険事務所の職員に対応していたのは自分である。社会保険事務所の職員に相談したことがあり、適用事業所でなくなる旨の届出が行われたことについても知っていた。」と述べており、当時の社会保険事務担当者も、「申立人は、社会保険事務の監督及び決

裁を行う立場にあり、代表者印も申立人が保管し、使用していた。」と証言していることを踏まえると、申立人が、当該訂正に係る届出に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額記録の訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。